

地下水汚染未然防止のための管理要領等 策定の手引き

平成 27 年 3 月

環境省 水・大気環境局

土壌環境課 地下水・地盤環境室

目次

はじめに.....	2
1．基本的事項.....	4
1) 管理要領の作成に関する法律上の位置づけ.....	4
ア) 管理要領の作成について.....	5
2) 定期点検の実施に関する法律上の位置づけ.....	6
ア) 点検要領の作成について.....	8
イ) 点検計画の作成について.....	8
ウ) 点検記録表の作成について.....	9
エ) 異常等が発見された場合の記録表の作成について.....	9
2．記載内容の例.....	11
1) 管理要領（施行規則第8条の7）.....	11
2) 点検要領（法第14条第5項の規定）.....	12
3) 点検計画（法第14条第5項の規定）.....	12
4) 点検記録表（第14条第5項の規定 施行規則第9条の2の3）.....	13
3．管理要領等の具体的様式例.....	14

はじめに

水質汚濁防止法（以下「法」という。）が平成 23 年 6 月に改正され、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、構造等に関する基準の遵守と定期点検を実施し、その記録を保存することを義務付ける新たな制度が導入された。

具体的には、法第 12 条の 4 に基づき、水質汚濁防止法施行規則（以下「施行規則」という。）第 8 条の 7 において、使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた「管理要領」が明確に定められていることを求めている。また、法第 14 条第 5 項に基づき環境省令で定めるところにより、有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設（以下「施設等」という。）については、「定期点検」を実施し、その結果を記録し、これを保存することが必要となっている。

本書は、施設等を設置している工場・事業場において、管理要領を作成する際の参考として作成したものである。

併せて、管理要領を作成する際は、同時に点検要領、点検記録表をセットで整備することが望ましいと考えられるため、これらに関する作成例とその解説を作成した。

なお、本書で示す内容は一例であることから、対象となる全ての工場・事業場を網羅的に対応していないことにご留意頂きたい。また、法で求められている内容が網羅されていれば、本書以外の自治体や業界団体で作成している管理要領の例も参考になることを申し添える。

なお、本文中にある用語の意味については以下の通り。

- ・法：水質汚濁防止法（昭和45 年法律第138 号）
- ・改正法：水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23 年法律第71 号）
- ・施行令：水質汚濁防止法施行令（昭和46 年政令第188 号）
- ・施行規則：水質汚濁防止法施行規則（昭和46 年総理府・通商産業省令第2 号）
- ・施設等：有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設
- ・定期点検：水質汚濁防止法第 14 条第5 項で規定されている定期の点検
- ・日常点検：日々の事業活動における事業者の自主的な点検

1. 基本的事項

1) 管理要領の作成に関する法律上の位置づけ

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している事業者は、法第 12 条の 4 に基づき、「有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための施設に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準」を遵守しなければならない。

水質汚濁防止法第 12 条の 4

有害物質使用特定施設を設置している者(当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。略)又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

上記の構造、設備及び使用の方法に関する基準は、具体的に定められており、施行規則第 8 条の 7 において、使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた「管理要領」が明確に定められていることが求められている。

水質汚濁防止法施行規則第 8 条の 7

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転は、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うことが求められる。

具体的には、上記の「施行規則第 8 条の 7」に記載のあるとおりであるが、作業や運転上の遵守すべき事項として、有害物質を含む水等を扱う作業の方法、設備の作動状況の確認及び適切な運転のための措置、有害物質を含む水が漏えいした場合の措置、使用の方法に関する点検の方法及び回数を定める必要がある。

そして、規定に適切に対応するためには、事業場の中で使用の方法に関して明示的に認識することが必要であるため、～ について管理要領を定めることとしている。

また、これら使用の方法については、後述する定期点検において、当該管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無の確認を、管理要領に基づき設定された頻度（年に1回以上設定することが必要）で行うこととされている。

ア) 管理要領の作成について

管理要領については、具体的には、対象となる施設毎に、上記の から に対応して遵守すべき事項をリストアップし規定することとなる。新たに規定する場合も考えられるが、既存の規定等を整理し、必要に応じて、追加・修正を行う対応が考えられる。また、可能な場合には、工場・事業場において、関連する施設をまとめて規定することも考えられる。

規定すべき事項としては、例えば、既存の従業員の作業手順や施設・設備の運転手順をベースとして、有害物質の漏えい・地下浸透の防止の観点から必要な追加・修正を行うことが考えられる。その際には、取り扱っている有害物質の性状や毒性、作業や施設の特性を踏まえて、地下浸透につながるおそれのあるケースと対策の整理が必要になると考えられるが、そのような整理を基に、「使用の方法」の規定への対応が適切になされているかに関するチェック項目を具体的に列記することが望ましい。

また、定期点検では管理要領からの逸脱の確認や管理要領に基づく頻度の設定が必要であることから、列記したチェック項目に対する定期点検の方法及び頻度についても設定する必要がある。

なお、「使用の方法」についても、管理要領からの逸脱等がないよう留意して日々の作業に取り組んでいることも想定されることから、このような日常的な点検についても管理要領に位置づけることが望ましい。また、一連の点検の整理という観点からは、点検要領にも関連付けした記載をすることが考えられる。

2) 定期点検の実施に関する法律上の位置づけ

法第 14 条第 5 項に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、「定期点検」を実施することが義務づけられている。

水質汚濁防止法第 14 条第 5 項

有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

定期点検については、施行規則第 9 条の 2 の 2 において、構造等に関する基準の内容に応じた必要な点検の内容及び頻度、点検結果を踏まえた措置、記録等に関する規定が設けられている。

水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2 の 2

法第 14 条第 5 項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第 8 条の 3 第 2 号、第 8 条の 4 第 2 号八、第 8 条の 5 第 2 号、第 8 条の 6 第 2 号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。(別表第 1 略)

2 法第 14 条第 5 項の規定による使用の方法に関する点検は、第 8 条の 7 第 2 号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、1 年に 1 回以上点検を行うものとする。

3 法第 14 条第 5 項の規定による点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等(以下「異常等」という。)が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 2 の 3

法第 14 条第 5 項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 二 点検年月日
- 三 点検の方法及び結果
- 四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- 五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

2 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。

3 法第 14 条第 5 項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保

存するよう努めるものとする。

- 一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- 二 異常等を確認した年月日
- 三 異常等の内容
- 四 異常等を確認した者の氏名
- 五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

構造等に関する基準の定められている有害物質使用特定施設等の本体が設置される床面及び周囲に設ける防液堤等、付帯する配管等及び排水溝等、地下貯蔵施設本体、これらの施設の使用の方法について、定期点検の方法が定められている。また、構造等に関する基準の定められていない有害物質使用特定施設等の施設本体についても、定期点検の実施が定められている。

点検には、大きく分けて、破損等の確認、漏えい等の有無の確認の二通りの方法が位置づけられている。破損等の確認は、漏えい等の原因となるひび割れ、亀裂や、被覆が施されている場合には被覆の損傷等の異常を原則として目視で確認するものである。目視で確認できない場合に、内部の圧力変動や湛水した状態での水位変動を確認することなどにより、漏えいの点検を行うことで、ひび割れや亀裂を検知するものである。

なお、ここでいう「異常」とは、漏えい等が無い状態であっても、施設に不具合があり、修繕等の対応をした場合等も含むものであり、他法令における「異常現象」等の概念とは異なる点に留意する必要がある。

漏えい等の有無の確認は、その有無を原則として目視で確認するものであるが、目視で確認できない場合に、漏えい等を早期に発見するため、漏えい等の有無を確認できる設備を設置することなどにより、漏えい等があった場合に検知できるようにするものである。また、これらの方法が十分ではなかったり、困難であったりする場合には、同等以上の効果を有する点検方法を採用することとなる。同等以上の内容の点検方法は事業者が施設の内容に応じて設定することとなるが、その内容を新設の施設については届出時に、既設の施設については立入検査等の時期に、都道府県等が確認することとなる。

これらの定期点検の頻度については、具体的には個別の構造等に関する基準に応じた設定がなされているが、全般的には、次のとおりである。

- ・ A基準（主に新設の施設を対象）では、基本的には、年1回以上としている（必要に応じ採用する検知設備等による漏えいの検知は月1回以上等）。
- ・ B基準（既設の施設を対象）については、一般にA基準に比べて構造上の要求水準が低いことから、基本的には、6か月に1回以上とし（一部A基準と同じ設定もある）、検知設備等による漏えい等の有無の確認のみは月1回以上等としている。

点検を行ったときは、改正水濁法により、点検結果を記録し、保存しなければならないことが定められている。また、改正水濁法施行規則により、点検結果の記録を3年間保存することが義務付けられている。ただし、万一地下水汚染が発生した場合の原因調査等に

備えて、3年間を超えて、できるだけ長期にわたって保存することが望ましい。

ア) 点検要領の作成について

定期点検については、点検の確実性を期すため、工場又は事業場において、又は、対象施設毎に、対象施設の特性を踏まえた点検要領を定めて実施することが望ましい。

点検要領については、例えば、次のような事項を盛り込み、具体化することが考えられる。

- ・改正水濁法第14条第5項の規定による点検としての位置づけ
- ・点検対象施設に関する情報（名称や有害物質使用特定施設等の別）
- ・点検体制
- ・点検計画及び記録表の位置づけ（具体的な計画、記録表は別途作成を想定）
- ・対象施設の基準適用対象（例えば、床面や防液堤、配管等・・・の対象の特定）
- ・基準適用対象毎の適用基準及びその内容（例えば、A基準、目視等により　　）
- ・基準適用対象毎の点検方法、点検回数（管理要領に基づくものも含む）
- ・点検記録の保存期間
- ・その他（例えば、記録の保存場所など）

また、効果的な定期点検を図る上では、作業時の日常的な点検（以下「日常点検」という。）についても、点検要領に位置づけ、構造等に関する基準及びそれを踏まえた定期点検の内容を踏まえて、意識的に日常点検を位置づけることが望ましい。また、その際、異常が確認された場合の措置内容、対応体制等を業務の中に円滑に位置づけることが重要である。

さらに、確実な定期点検を行うため、点検要領に基づき、点検計画を策定し、それに対応する点検記録表を作成し、関係者が共有したうえで、実施することが望ましい。

また、点検要領、計画、記録表については、定期点検としての要求事項を、工場又は事業場の設備等の実態に即した位置づけにしたり、他法令での点検と連動する形で位置づけたりすることが考えられる。さらに、損傷の状況のみでなく、例えば、錆の発生及びそれに伴う劣化の状況、部材の耐用年数を踏まえた定期的な補修や部品交換の実施等、施設の維持管理との関係にも留意して計画的な点検及びそれに関連する各種管理を行うことが望ましい。

イ) 点検計画の作成について

上記の点検要領に基づき点検計画を作成して定期点検を行う場合には、点検計画については、次のような内容が考えられる。

- ・基準適用対象毎の点検内容及び点検実施時期
- ・点検の実施体制（例えば、点検実施責任者や点検担当者を設定）

ウ) 点検記録表の作成について

定期点検の結果を記録する事項は、改正水濁法施行規則第9条の2の3において、次のように規定されている。

点検を行った有害物質使用特定施設等

点検年月日

点検の方法及び結果

点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、当該措置の内容

上記の点検要領や点検計画に基づき点検記録表を作成する場合には、次のような内容が考えられる。

- ・ 基準の適用対象毎に、まず、水濁法施行規則に規定される記録事項
具体的には、点検年月日、点検方法、点検結果、点検実施者、点検実施責任者、補修等の措置を講じた場合の措置内容である。
- ・ 上記の記録にあたって把握、記録が望ましい事項
例えば、前回定期点検以降で、定期点検によらず施設に係る異常や漏えい等について確認された事項（日常点検で確認された事項も含む）、その改善及び完了時期、改善確認者などが考えられる。

エ) 異常等が発見された場合の記録表の作成について

日常点検や定期点検によらず異常等が確認された場合の記録表は別途作成し、定期点検に当たって必要事項を確認することが考えられる。

また、既に述べたとおり、定期点検以外であっても、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えいが確認された場合には、定期点検に準じた取扱いとすることとし、以下に掲げる事項を記録し、これを3年間保存するよう努めるものとする。

異常等が確認された有害物質使用特定施設等

異常等を確認した年月日

異常等の内容（原因を含む）

異常等を確認した者の氏名

補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容（再発防止の検討等を含む）

なお、既に自主的な又は他法令に基づく点検要領や記録表があり、これを活用する場合には、水濁法に基づく点検の記録内容が判別できるようにする必要がある。水濁法施行規則で規定する構造等に関する基準に対応した点検は、定期的な点検に関する規定であり、日常点検についての規定ではない。しかし、これは日常点検が必要ないことを示しているのではなく、逆に、日常点検は事業活動において不可欠なものとして、全般的な作業時の

点検の一部として実施されているとの認識があるためである。

このため、日々の事業活動における各種点検の際に、構造等に関する基準及び定期点検の内容を踏まえ、有害物質の地下浸透防止の観点から実施可能な点検項目を設け、日常点検を実施することが重要である。日常点検としては、例えば、施設の運転開始や終了時、メンテナンス時に、施設からの漏えい、腐食、亀裂等の異常を目視等で確認することが考えられ、日常点検を実施することは、早期発見による有害物質の漏えい等の影響や対応コストの最小化に資する他、効果的な定期点検の実施にも資するものである。

また、異常等が確認された場合の記録表は、土壌や地下水の汚染事例が発生した場合の参考資料となることも想定される。

これらのことを踏まえると、この記録表については、規定上定期点検の記録表に準じて3年間保存するよう努めるものとなっているが、できる限り長期に保存することが望ましい。

併せて、特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、法14条の2第1項の規定に基づき、有害物質を含む水の地下浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事等に届け出なければならない。

2. 記載内容の例

管理要領、点検要領、点検計画、点検記録表の順で記載すべき内容等を下記に整理して示した。

1) 管理要領 (施行規則第8条の7)

使用の方法	記載すべき内容	具体的内容
1. 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。	作業の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的作業内容 ✓ 取り扱っている有害物質の性状や毒性などを理解し、火気に注意して取り扱う ✓ 地下に浸透したり、周囲に飛散・流出したりしないよう注意して作業する
2. 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること	施設の運転時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的措置内容 ✓ 決められた手順（操作マニュアル等）を遵守する ✓ 有害物質を含む水を使用している機器や配管について、バルブ等の閉め忘れや弛みがないことを事前に確認した上で稼働させる ✓ 機器が正常に稼働していることを随時確認する
3. 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。	漏えい時の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的措置内容 ✓ すぐに補給を中止する ✓ 漏えいした有害物質の有害性、取り扱いの注意、廃棄する場合の留意点などについて SDS 等で確認し、適切に処理をする ✓ 漏えいが発生した場所及びその措置等を記録し、その記録は3年以上保存する
1～3に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	点検の方法及び回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的方法及び回数 ✓ 年に1度、現場監督者が各担当者の作業手順についての確認を行う

2) 点検要領 (法第14条第5項の規定)

記載すべき内容	具体的内容	備考
1. 点検対象施設に関する情報	名称や有害物質使用特定施設等の別、扱う有害物質など	
2. 点検体制	点検実施責任者や点検実施者を設定	点検実施責任者と点検実施者が同一の場合もある
3. 点検計画及び記録表の位置づけ	別紙として別途作成	具体的な点検計画、記録表は、別添を参照
4. 対象施設の基準適用対象	床面及びその周囲、配管、貯蔵指定施設等の対象の特定	
5. 基準適用対象毎の適用基準及びその内容	目視点検や湛水試験など	点検計画に記載とする方法もある
6. 基準適用対象毎の点検方法、点検回数	A基準であれば、年1回。B基準であれば、6ヶ月に1回など	管理要領に基づくものも含む
7. 点検記録の保存期間	3年間など保存期間を明示	なるべく長期に保存することが望ましい
8. その他	記録表の保管場所に関する記述など	

3) 点検計画 (法第14条第5項の規定)

記載すべき内容	具体的内容	備考
1. 基準適用対象毎の点検内容及び点検実施時期	適用される構造基準やそれに応じた点検方法及びその時期	
2. 点検の実施体制	点検実施責任者や点検実施者を設定	外部への委託も考えられる

4) 点検記録表(第14条第5項の規定 施行規則第9条の2の3)

記載すべき内容	具体的内容	備考
【通常時】		
1.点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設	名称や有害物質使用特定施設等の別など	
2.点検年月日		
3.点検の方法及び結果	目視などの点検の方法及び不具合の有無など	
4.点検実施責任者及び点検実施者の氏名		
5.点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容	別紙として別途作成	具体的な記録表は、別添を参照
【異常時】		
1.異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設	施設の設置場所や施設の名称、施設の種別、扱っている有害物質の種類など	
2.異常等を確認した年月日		
3.異常等の内容	破損状況などをなるべく詳細に	写真等を用いることも可能
4.異常等を確認した者の氏名		
5.補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容	補修や講じた措置をなるべく詳細に	再発防止の検討を含む

3．管理要領等の具体的様式例

先に示した求められる管理要領、点検要領、点検計画表、点検記録表、異常等が確認された場合の記録表のイメージを別添に示す。

なお、イメージについては、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。

1. 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）
に関する管理要領（イメージ）

本要領については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。なお、（ ）内は参考情報である。

1. 目的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第 12 条の 4 において、有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設の場合もある）について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備、使用の方法に関する基準が定められており、これを遵守しなければならない。このうち、使用の方法については、管理要領を定めることとされている。また、水質汚濁防止法第 14 条第 5 項において、有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設の場合もある）について点検を行い、その結果を記録し、3 年間保存しなければならない。

これらの規定に基づき、本工場（事業場名を入れる）においては、以下の通り管理要領を定め、また、点検項目を定める。

2. 使用の方法について

イ 有害物質を含む水等を扱う作業の方法

有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うこと。

取り扱っている有害物質の性状や毒性などを理解し、火気に注意して取り扱う。地下に浸透したり、周囲に飛散・流出したりしないよう注意して作業する。

作業中は持ち場を離れない。

有害物質を含む水の漏えいが、土壤汚染・地下水汚染に繋がるおそれがあることを認識して、細心の注意を払って作業を行う。

有害物質を使用する作業は、必ず（使用する場所を指定）で行う。

タンクと配管の接続を確認した上で作業を行う。

作業をする際は、発声と共に指さし確認を行う。

ロ 設備の作動状況の確認及び適切な運転のための措置

有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

操作マニュアルに則った手順を遵守して作業を行う

有害物質を含む水を使用している機器や配管について、バルブ等の閉め忘れや弛みがないことを事前に確認した上で稼働させる。

機器が正常に稼働していることを随時確認する。

定期点検で劣化・損傷した箇所がないか確認し、劣化・損傷した箇所は速やかに交換・補修する。

有害物質を含む原料を原料タンクに搬入する場合は、搬入量がタンクの残存容量を下回っていることを確認する。

施設のメンテナンス状況を確認する。

施設の周囲は週に 1 度清掃する。

施設の周囲は整理整頓をする。

有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

八 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置

すぐに補給を中止する。

漏えいした有害物質の有害性、取り扱いの注意、廃棄する場合の留意点などについて SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート。事業者が特定の化学物質を含んだ製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に添付しなければならない安全情報を記載したシートのこと。) 等で確認し、適切に処理をする。

漏えいが発生した場所及びその措置等を記録し、その記録は3年以上保存する。

有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収する。なお、この場合は、有害物質による健康被害が生じないように、十分注意する。(事前に漏えい時の回収方法についても検討しておく必要がある。)

回収した有害物質を含む水は、再利用可能な場合は再利用し、再利用できない場合は、産業廃棄物として適切に処理する。

再発の防止策を検討し、必要に応じて作業方法や施設の改善を実施する。

3 . 点検について

イ 作業の方法の点検

目視により確認を行う。

年に1度、現場監督者が各担当者の作業手順についての確認を行う。

ロ 設備の作動状況及び適切な運転の点検

設備の運転開始前に日常点検を行う。

運転中は、定期的に設備の運転状況を監視する。

設備の運転終了後に、メンテナンスを実施する。

~ の作業をしていることを、年に1度、現場監督者が各担当者に確認をする。

八 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置についての点検

有害物質を含む水が漏えいした場合の手順を年に1度、現場監督者が各担当者に確認をする。

二 イ~八の点検結果については、別紙に記録し、3年間保存 (3年間以上が望ましい) する。

2. 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）
に関する点検要領（イメージ）

本要領については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。なお、（ ）内は参考情報である。

1. 目的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第14条第5項で定められている定期点検に関して本工場（事業場名を入れる）においては、以下の通り点検要領を定め、これに則り定期点検を実施する。

2. 対象施設について

ア 施設の名称

- ・ 工場、 工程施設

イ 施設の種類

- ・ 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設の場合もある）

ウ 扱う有害物質

- ・ 化合物（物質名を入れる）

3. 定期点検について

ア 点検の体制

- ・ 点検実施責任者... 工場長
- ・ 点検実施者... 工程の作業員

イ 点検の箇所・方法・頻度

箇所	方法	方法の詳細	頻度
施設本体	湛水試験	施設に水を張り、満水後 24 時間程放置して水位を測定、記録し、水位の変化が 5 mm 以内であることを確認する。	年 1 回
床面及び周囲	目視	施設本体の下部への有害物質を含む水の漏えいの有無の確認。	年 1 回
接続する配管等	目視	配管等の亀裂、損傷その他の不具合の有無の確認。また、配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無の確認。	年 1 回
接続する排水溝等	目視・測定	ひび割れ、被覆の損傷その他不具合の有無の確認。有害物質を含む水の地下への浸透の有無を、観測井の水質測定により確認。	6 ヶ月に 1 回
使用の方法	担当者への聞き取り	作業手順や、設備の作動状況・適切な運転や、有害物質が漏えいした場合の手順についての確認	年 1 回

4．定期点検の記録と保存について

- ア 点検の記録は、別紙「点検記録表」に記録する。また、異常等が確認された場合には、詳細及び講じた措置を「異常等が確認された場合の点検記録表」にも記録する。
- イ 点検の記録は、3年間保存（異常等が確認された場合の点検記録表はなるべく長期保存することが望ましい）する。
- ウ 点検の記録は、施設管理課執務室内に保存する。

5．定期点検の計画的な実施について

- ア 点検については、毎年度別紙「点検計画表」に定めるとおり計画的に点検を行う。

6．日常点検の位置づけについて

- ア 日々の業務の中で目に見える範囲内で漏えい等に気がついた場合は、定期点検の際に異常等が確認された場合と同様の扱いとし、速やかに措置を講ずる。またその内容についても記録をし、3年間（3年間以上が望ましい）保存する。

3. 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に関する点検計画表（イメージ）
 本計画表については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。

平成 年度 定期点検計画

施設名	対象	適用基準	点検内容	点検実施者	点検時期
特定施設A	本体	-	・代表的な部位点検、ひび割れ等その他異常の有無	・施設管理部署の担当者による目視確認	5月中旬
	床面及び周囲	A	・床面のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無 ・防疫邸堤等のひび割れその他の異常の有無	・施設管理部署の担当者による目視確認	5月中旬
	接続する配管等	A	・配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ・配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	・施設管理部署の担当者による確認	6月中旬 12月中旬
	使用の方法	-	・作業手順についての確認 ・設備の作動状況及び適切な運転の点検についての確認 ・有害物質を含む水が漏えいした場合の手順についての確認	・現場管理者による確認	4月上旬
特定施設B	本体	-	・代表的な部位点検、ひび割れ等その他異常の有無	・施設管理部署の担当者による目視確認	5月中旬
	床面及び周囲	A	・床面のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無 ・防疫邸堤等のひび割れその他の異常の有無	・施設管理部署の担当者による目視確認	5月中旬
	接続する配管等	B	・観測井の有害物質の濃度の測定	・採水後検査業者への委託	6月・9月・ 12月・3月
	接続する排水溝等	A	・排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無	・施設管理部署の担当者による確認	9月下旬
	使用の方法	-	・作業手順についての確認 ・設備の作動状況及び適切な運転の点検についての確認 ・有害物質を含む水が漏えいした場合の手順についての確認	・現場管理者による確認	4月上旬
貯蔵施設C	本体	-	・代表的な部位点検、ひび割れ等その他異常の有無	・施設管理部署の担当者による目視確認	6月中旬
	床面及び周囲	A	・床面のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無 ・防疫邸堤等のひび割れその他の異常の有無	・施設管理部署の担当者による目視確認	6月中旬
	接続する配管等	B	・観測井の有害物質の濃度の測定	・採水後検査業者への委託	6月・9月・ 12月・3月
	接続する排水溝等	A	・排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他異常の有無	・施設管理部署の担当者による確認	10月上旬
	使用の方法	-	・作業手順についての確認 ・設備の作動状況及び適切な運転の点検についての確認 ・有害物質を含む水が漏えいした場合の手順についての確認	・現場管理者による確認	4月上旬
地下貯蔵施設D	本体	A	・湛水試験による漏えいの有無の確認	・検査業者への委託による確認	8月中旬
	接続する配管等	B	・観測井の有害物質の濃度の測定	・採水後検査業者への委託	6月・9月・ 12月・3月
	使用の方法	-	・作業手順についての確認 ・設備の作動状況及び適切な運転の点検についての確認 ・有害物質を含む水が漏えいした場合の手順についての確認	・現場管理者による確認	4月上旬

4. 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に関する点検記録表（イメージ）

1) 点検記録表の例

本計画表については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。

水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 定期点検記録表								3年保管(義務)	
点検対象となる有害物質使用特定施設等									
施設設置場所	棟 1階		施設名称	特定施設 七十一の二 イ 洗浄施設施設					
有害物質の種類			該当施設	有害物質使用特定施設		有害物質貯蔵指定施設			
点検結果									
点検年月日	点検の実施と記録の保存 (下記[点検結果の記録と保存]参照)				点検実施責任者の氏名		印		
					点検を実施した者の氏名		印		
	点検対象と点検方法及び結果								
床面及び周囲			施設本体		(地上配管)配管等		上層階からの漏洩		
点検方法	点検結果		点検方法	点検結果	点検方法	点検結果	点検方法	点検結果	
平成 年 6月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	
平成 年 9月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	
平成 年 12月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	
平成 年 3月 日	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	目視・その他	異常なし・異常、漏洩あり	
異常等に対する措置	異常等に対する措置等の詳細は別紙「定期点検で異常等が確認された場合の記録表」に記載のとおり								
備考									
点検の事例紹介	施設本体		床及び周囲		付帯する地上配管				

[点検結果の記録と保存]
点検を行ったときは、改正水濁法により、点検結果を記録し、保存しなければならないことが定められている。また、改正水濁法施行規則により、点検結果の記録を3年間保存することが義務付けられている。ただし、万一発生する将来の地下水汚染の原因調査等に備えて、3年間を超えて、できるだけ長期にわたって保存することが望ましい。記録する事項は、改正水濁法施行規則第9条の2の3において、次のように規定されている。
点検を行った有害物質使用特定施設等、点検年月日、点検の方法及び結果、点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

2) 異常等が確認された場合の記録表の例

本計画表については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。

水質汚濁防止法 有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設) 定期点検で異常等が確認された場合の記録表		3年保管(義務)
①異常等を確認された特定有害物質使用特定施設		
②異常等を確認した年月日		平成 年 月 日
③異常等の内容	⑤補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容(再発防止の検討を含む)	
想定される異常の原因		
写真貼り付け欄		
④異常等を確認した者の氏名		
備 考		
<p>【点検結果の記録と保存】</p> <p>⑤点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、当該措置の内容また、定期点検以外であっても、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えいが確認された場合には、定期点検に準じた取扱いとすることとし、以下に掲げる事項を記録し、これを3年間保存するよう努めるものとする。</p> <p>①異常等が確認された有害物質使用特定施設等、②異常等を確認した年月日、③異常等の内容、④異常等を確認した者の氏名、⑤補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容</p>		